

○栄村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

令和3年12月15日条例第15号

栄村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における法第24条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、栄村税条例（昭和32年条例第14号）の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 村長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

(課税免除等の申請及び決定)

第3条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定める申請書を課税免除を受けようとする年の1月31日までに村長に提出しなければならない。申請に係る事業を変更し、休止し、廃止したときも同様とする。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、課税免除の適否について決定し、遅滞なく当該申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第4条 村長は、第2条の規定による課税免除を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (3) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 村税又は村の使用料を滞納しているとき。
- (5) その他村長が適当でないと認めたとき。

(事業の承継)

第5条 村長は、相続、合併、譲渡等の事由により、課税免除を受けた者に異動を生じたときは、その事業の承継人の届出により、その承継人に対して課税免除を継続することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(栄村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止)

2 栄村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年栄村条例第19号）は、廃止する。